

奈良・飛鳥京跡^{あすかきょう}

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村岡
- 2 調査期間 第一三一次調査 一九九五年(平7)二月～五月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 清水昭博・大西貴夫・鶴見泰寿・西村匡広
- 5 遺跡の種類 宮殿跡
- 6 遺跡の年代 七世紀後半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(吉野山)

飛鳥京跡の発掘調査は一九五九年に開始されて以来、学術、開発などを契機として継続的に行なわれており、その結果、重複する複数の宮殿の実態が明らかになりつつある。とりわけ、上層遺構と称される遺構群は、北側に内郭と、その東南にエビノコ郭があり、両者を取り囲む外郭の存在も確認され、また内郭の構造もある程度まで把握しうる状況にある。

飛鳥京跡第一三一次発掘調査は飛鳥村岡二九四、二九五、二九七地内において実施した。調査地点は内郭部分と飛鳥寺とのほぼ中間地域であり、地形的には宮殿遺構の立地する河岸段丘(岡面)よりも低位にある。調査地の周辺ではこれまでも数次の調査が行なわれてきたが、計画的かつ継続的な調査はなく、この地域の様相は判然としない状況にあった。しかし一九九二年度に調査地の西隣で実施された第二九次調査では大型の掘立柱建物、総柱建物、掘立柱塀、石組み溝などが検出され、この地域にも飛鳥時代後半の遺構がまとまって存在することが明らかとなった(橿原考古学研究所「明日香村飛鳥京跡―飛鳥京跡第二七次―第一三〇次―」『奈良県遺跡調査概報一九九二年度』一九九三年)。

第一三一次調査で検出した遺構は第二九次調査ですでに確認していた遺構も含め、掘立柱建物一棟、掘立柱塀二条、石組み溝三条、素掘溝一条などである。これらの遺構はその重複関係などから大きく四期にまとめることができる(A～D期、図1参照)。

A期に属する遺構はSD九四〇三のみで、その他の遺構は確認していない。SD九四〇三は調査地の北部を東西にのび、調査地北東隅で北に屈曲する。B期には第二九次で確認されたものを含めるとSB九二〇一・九二〇二・九二〇三、SA九四〇一、SD九二〇五・九四〇二、SS九四〇五がある。三棟の掘立柱建物は、SD九二〇五・九四〇二、SA九四〇一によって区画された敷地に計画的

に配置されている。この区画の規模はさらに西および南にも広がる
と推測され、これらの建物は区画の北東に置かれた建物群と見るこ
とができる。したがって、この区画の中心建物には別にあるものと考
えられる。一方、SD九四〇二の東側では建物や塀などまとまった
遺構は確認できなかった。同じ時期にSD九四〇二の東側は一定の
ひろがりをもつ空間であったことがわかる。C期はB期の遺構群が
廃絶した後の時期で、SX九二〇七・九二〇六・九四〇四といった
性格不明の遺構がある。なおSX九二〇六からは木簡一点が出土し
ている（本誌一六号）。D期にはSA九二〇四、SD九二〇八がある。
両者はその方位から推定すると、調査地の東側で交錯すると予想で
き、同一時期とは考えられないが、前後関係が明らかでないため、
とりあえず一つの時期とした。両者とも現状で少なくとも東西五〇
m以上の規模をもち、相当に大きな区画であると考えられる。また、
B期のSD九二〇五を含めて、この場所（東西ライン）に数時期に

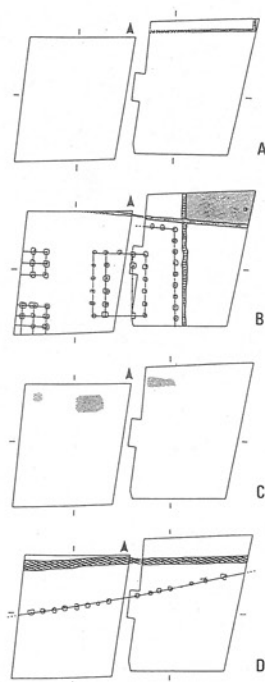


図1 飛鳥京跡
第129・131次調査遺構変遷図

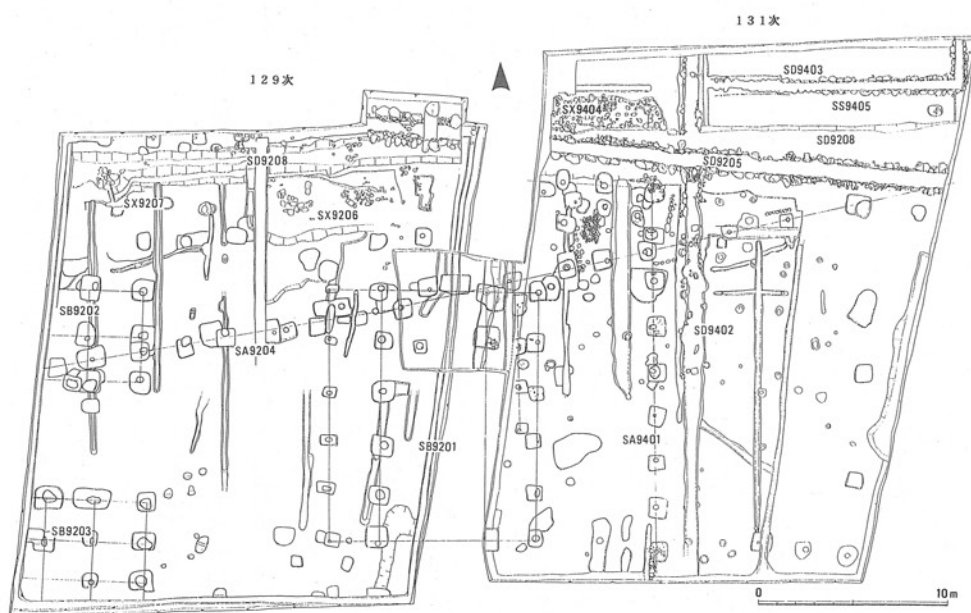


図2 飛鳥京跡第129・131次調査遺構図

わたり、おそらく大規模な空間を画するであろう遺構が重複して存在する意味は重要であると考えられる。

以上のうちBⅠD期の遺構群は飛鳥ⅣⅤ期に属する土器を伴うことからおよそ七世紀第Ⅳ四半期の年代を想定することができ、また、A期の年代もB期とそれほど隔たるものではないと推測され、これらの遺構群はきわめて短い間に形成された遺構であると理解することができ、この時期は天武・持統朝を含んでおり、その性格については今後の検討を待たなければならないが、南に位置する飛鳥京跡上層遺構との関連が考えられる。

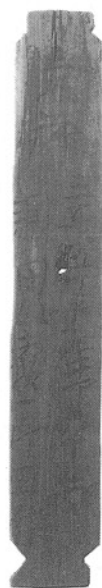
今回報告する木簡はすべてB期のSD九二〇五から出土した。SD九二〇五は西流する東西方向の石組み溝である。第一二九次調査とあわせ、約三二mを検出したことになる。この溝は上幅約一m底幅約八〇cmで、側壁がほぼ垂直に立つ断面型をもつ。深さは残りのよい部分で約一・五mある。石は側壁のみに用い、底には使用していない。側石は人頭大から一mにおよぶ規模の石を平均して五段程度積み上げているが、全体としての作りは粗雑である。また、側石には部分的に補修を行なったとみられる箇所もあった。

溝の堆積層は大別して二層に分けることができる。上層は三〇cm程度の厚みを有する粘質土で、溝の廃絶に伴う埋め土と考えられる。同層からは土器のほか、曲物などの木製品も出土した。下層は溝が機能していた際に形成された堆積層である。同層はさらに二層に細

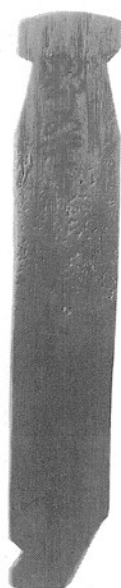
分が可能である(下層一、二)。下位の下層二は粗砂層で約四〇cmの厚みで堆積している。その上部には大きな礫を含んだ層もあり、かなりの水量があったものと考えられる。上位の下層一では細砂と粘土層が交互にレンズ状に堆積する。したがって、溝の機能した最終段階には、水の流れは比較的緩やかな状態であったと判断できる。下層、特に下層二からは大量の土器(墨書土器を含む)とともに木簡・琴柱・斎串・曲物などの木製品や木屑・植物遺体が多く出土した。木簡は各地区ともほぼ平均的に出土し、とくに投棄地点を特定できるような分布の集中する傾向は認められなかった。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「丁丑年四月生六日：□等」^{〔丁カ〕}「(刻書)」
 ・「即了□其□□」^{〔切工カ〕}「□」^{〔刻書〕} (185+177)×26×3 011
 ……
- (2) ・「川奈五□戸煮一籠十八列」^{〔十カ〕}
 ・「 $\angle$ □□□□□」^{〔十カ〕} 166×21×2 032
- (3) 「无耶志国仲評中里布奈大贄一斗五升」^{〔十カ〕} 248×(20)×4 032



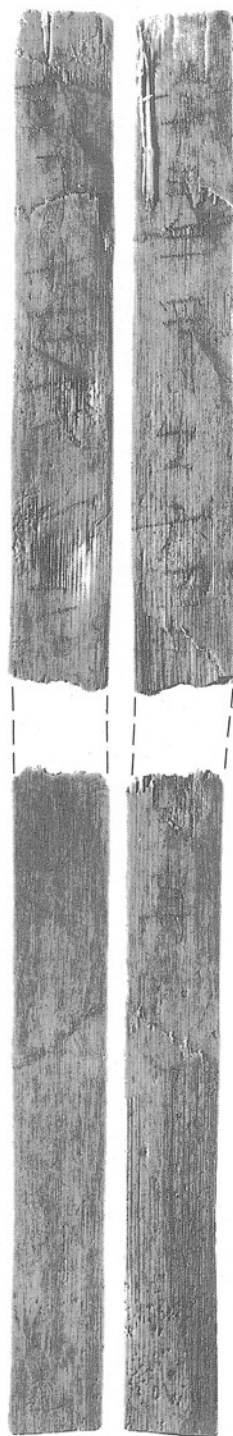
(8)



(7)



(3)



(1)

(4)	・「碓日評□大□少丁」 〔丁カ〕	97×20×5 011
(5)	・「鹿□多比」 〔支カ〕	
(6)	・「佐為評」	
(7)	・「一斗」	(60)×19×3 039
(8)	・「> 奈須評」	
(9)	・「>□□□一斗」	182×21×6 032
(10)	・「>野五十戸 秦勝黒□ 秦勝人二人并二斗」 〔磨カ〕	152×28×5 031
(11)	・「三形五十戸生マ乎知 調田比煮一斗五升」	153×24×5 031
(12)	・「>□具方五十戸」 〔多カ〕	
(13)	・「凡入□□」	154×22×3 032
(14)	・「×五十戸」	
(15)	・「×知 佐祁 一斗五升」	(54)×28×4 019
(16)	・「伊具比□□□□>」	
(17)	・「□□□□>」	112×29×4 032

(12)	「>癸巳年□」	(90)×(20)×3 039
(13)	「×諸人秦人若末呂三斗」	(123)×21×4 019
(14)	・「戸□」	
(15)	・「前」	(55)×25×4 081
(16)	「部主寸得安□」 〔左カ〕	091
(17)	「三枝」	091

出土木簡八九点のうち、釈読できた木簡一六点(含削屑二点)を掲載した。すべて同一遺構から出土したが、それぞれ出土層位が異なるため埋没時期に差があると考えられ、一括資料としては扱えない。

(1)は刀子の先など鋭利なもので文字を刻む刻書木簡であり、二片に折れているが中間部を欠くため直接には接続しない。「丁丑年」は天武六年(六七七)に比定され、今度出土の木簡の年代の一端を示すと考えられる。(2)は上部に切り欠きをもつ貢進物付札。「川奈五十戸」は「和名抄」の駿河国廬原郡河名郷にあたる。五十戸制の史料。(3)も上部に切り込みをもつ貢進物付札。国―評―里制の史料であり、「和名抄」の武蔵国那珂郡那珂郷にあたる。「无耶志国」の国名表記は「古事記」や藤原宮跡出土木簡などにもみられる。鮒の大贅の付札であるが、飛鳥京跡出土の贅木簡はこれが初めてであり、

天武・持統朝の宮室所在地比定との関連でも注目される。(4)は短冊形のやや小さな木簡。表は「碓日評」と記し、その下にやや小さく右寄せで書く。評制の史料。「碓日」の表記法は『日本書紀』景行天皇四〇年は歳条にもみられる。「大□」は大丁とも大マ(大伴)とも読めそうであるが、どちらとも決めがたい。「少丁」は大宝令の少丁と同様に年齢区分の一つであろうか。この木簡は大宝令前のもので、或いは浄御原令に規定されたものかもしれない。裏には品目を記す。碓日評(上野国碓氷郡)から貢進された鹿のキタイの付札。(5)も上野国佐為評(『和名抄』では佐位などとする)からの付札で上部には小さな切り込みをもつ。(6)は上部に切り込みをもつ奈須評(下野国那須郡)の付札。一般には「那須」と書かれるが、類例として正倉院所蔵の箭の刻銘の「下毛野奈須評全」がある。裏は二次的加工が多く読みにくいのに対して、表には削りなどの痕跡は認められないので、表には当初より「奈須評」の三文字のみが記されていたらしい。(2)~(6)のように今回出土の木簡には東国からの木簡が多く含まれるのが特徴である。(7)は野五十戸(若狭国遠敷郡野里)の付札で、上下に切り込みをもつ。五十戸のみを記載する史料。裏は墨書なし。(8)も同じく若狭国からの付札で、三形評三形五十戸のもの。「三形」は普通は三方と書かれ、こうした用字は珍しい。評一五十戸制の史料。七世紀の木簡で調の記載のあるものは藤原宮出土のものに若干の例があるが、この木簡はそれよりも古く

なると考えられる。(9)は五十戸名を記載する貢進物付札。「多具方五十戸」と読めるが「方」は或いは「万」かもしれない。「多具万」とすれば『和名抄』の伊予国濃満郡宅万郷にあたる。裏は人名を記す。(10)は木簡の下端部であるが、内容から付札と考えられる。佐祢(酒または鮭)の付札。五十戸に関連する史料である。(11)は下部に切り込みをもち、「伊具比」(イグヒウグイ)と記すが全体に墨痕が薄く、判読しえない。(12)は上部に切り込みをもつ付札で下端は折損。「癸巳年」は持統七年(六九三)で藤原京遷都の前年にあたる。この木簡は今度の木簡の中では最上層(下層二)から出土したものであり、遺構の下限に近い時期のものである。(13)は人名を記し、付札木簡の下端部であるらしい。(14)は表二文字、裏一文字を記すが断片であり、内容不明。(15)(16)は削屑で、いずれも人名である。

今回出土の木簡の特色は、天武・持統朝に時期がほぼ限定されること、五十戸の付札を多く含むこと、早い段階での調・贄などの税目記載がみられること、出土層位により付札の貢進地名の書式に相違があることなどであるが、詳細は後掲関係文献を参照されたい。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所「明日香村飛鳥京跡―第一三一次―一三四次、第一三一次調査出土木簡概報―」(奈良県遺跡調査概報一九九五年度)一九九六年

(8) 117・9 清水昭博 和田 萃・鶴見泰寿